

シニアを積極的に
雇用する事業所を認定します！

生涯現役で活躍できる場を
広げよう！



生涯現役

Never retire

姫路市で
シニアを雇用され
ている事業所の
皆さんへ

シ	ニ	ア		
活	躍	事	業	所

令和5年度 募集のお知らせ

就労意欲のあるシニアが自身の経験や能力を生かしながら生涯現役で活躍できる場を広げるため、シニアを積極的に雇用している事業所を「シニア活躍事業所」として認定します。

募集期間 令和5年7月3日(月)～8月31日(木) 17時必着

申請方法は裏面をご覧ください。

姫路市役所 市民局 生涯現役推進室

認定の要件

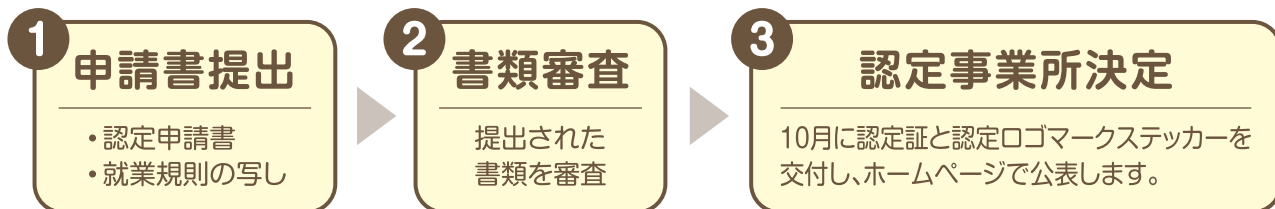
●次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 姫路市内に所在すること。
- (イ) 申請時に65歳以上の者を雇用していること。
- (ウ) 満70歳まで就労が可能であること。
- (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を営むものでないこと。
- (オ) 姫路市税の滞納がないこと。
- (カ) 姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と関係を有していないこと。

認定されると

- 市のホームページ等で事業所名とシニア雇用の取組を広く紹介します。
- 認定証及び認定ロゴマークステッカーを交付します。
- 認定ロゴマークをホームページや求人広告等のPRに使用できます。
- 生涯現役推進室主催のイベントのパンフレットや、姫路ケーブルテレビの番組「めざそう生涯現役!ひめじ」で認定事業所名を紹介します。

申請から認定まで



(1) 必要な書類

① 姫路市シニア活躍事業所認定(新規・更新)申請書(様式第1号)

※ホームページからダウンロードできます。

姫路市ホームページ内で

QRコードからも
アクセスできます!



② 「認定の要件」の(ウ)が確認できる就業規則の写し

※労働基準法第89条の規定により就業規則を所管労働基準監督署長に届け出なければならぬ事業所は、その届出日がわかる箇所を含みます。

(2) 提出方法 / 生涯現役推進室まで持参、郵送又はEメール

(3) 募集期間 / **令和5年7月3日(月)～8月31日(木)17時必着**

問合せ・
応募先は
こちら

姫路市役所 市民局 生涯現役推進室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地(市役所本館8階) FAX.079-221-2972

TEL.079-221-2986

e-mail: ikigai@city.himeji.lg.jp